

## 定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和2年6月29日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和2年8月13日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	渡	辺		元
同	中	野	信	吾

山形市監査委員 様

山形市長 佐 藤 孝 弘

まちづくり政策部定例監査結果についての措置状況（通知）

令和 2 年 6 月 2 9 日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課 等 名	監 査 の 結 果	措 置 状 況
公園緑地課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p>	
	<p>1 霞城公園東大手門櫓案内監視等業務委託契約事務において、発注の見通し、契約締結前情報及び契約締結後情報についての公表がされていなかった。</p>	<p>1 今後は公表漏れがないよう、適正な事務手続きを行ってまいります。なお、令和 2 年度は、公表済みです。</p>
	<p>2 千歳山自然休養林保護管理協議会の経理事務において、ボランティア活動保険料の支払にあたり、請求書に資金前渡職員の請求印がなく、領収書に記名と領収印がなかった。</p>	<p>2 請求書及び領収書につきましては、直ちに訂正いたしました。今後はこのようなことが起きないように、同協議会の事務処理方法等について再確認し、手続きを行ってまいります。</p>